

## 介護保険事業者等における事故等発生時の報告取扱要領

### 1 目的

この要領は、介護保険法で規定する居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、第1号事業所、老人福祉法で規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、及び高齢者の居住の安全確保に関する法律で規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「介護保険事業所等」という。）において、事故等が発生した場合に、介護保険事業所等を運営する事業者（以下「介護保険事業者等」という。）が本町への事故等の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順及び報告事項等を定めるものである。

### 2 報告すべき事故等の対象

報告すべき事故等の対象は、介護保険事業者等が行う介護保険サービス及び第1号事業又は介護保険事業所等内におけるサービス（以下「サービス」という。）提供中の介護保険事業所等を利用する者及び入所者（以下「利用者」という。）に関連する事故等とする。

### 3 報告の範囲

介護保険事業者等は、次の事故等が発生した場合、報告を行うこととする。

報告事故等区分	報告内容説明
1. サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・ケガの程度は外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。介護保険事業者側の過失の有無を問わない。 ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。</li><li>・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。</li><li>・「サービスの提供による」とは、送迎・通所中も含むものとする。</li><li>・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。</li></ul>
2. 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、ノロウイルス、その他の感染症が発生した場合とする。</li><li>・関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うものとする。</li></ul>
3. 職員（従業員）の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の処遇に影響があるものとする。 (例) 利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など。)</li></ul>

4. その他、報告が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の事例のような客観的に報告が必要と認められるものとする。</li> <li>(例) サービス提供中に利用者が行方不明になった場合。</li> <li>(例) 利用者等の保有する財産を滅失させた場合。</li> </ul>
-------------------------	--

#### 4 報告先

介護保険事業者等は、3で定める事故等が発生した場合、6の手順により、次の両者に報告することとする。

- (1) 被保険者の属する保険者
- (2) 介護保険事業所等が所在する保険者

#### 5 報告様式

原則として、別紙「介護保険事業者等 事故報告書（介護保険事業者等→南知多町）」（以下「事故報告書」という。）により報告を行うこととする。

#### 6 報告の手順等

##### (1) 第1報について

##### ① 報告内容

介護保険事業者等は、事故等が発生した場合、次の事柄について事故報告書により報告（第一報）を行うこととする。

- ・ 「事故状況」
- ・ 「事業所の概要」
- ・ 「対象者」
- ・ 「事故の概要」
- ・ 「事故発生時の対応」
- ・ 「事故発生後の状況」

##### ② 報告期日

第一報は、事故等発生から5日以内に報告を行うこととする。

##### (2) 第2報以降及び最終報告について

① 介護保険事業者等は、その後の経過について状況の変化等必要に応じて追加報告を行い、事故報告書の「事故の原因分析」、「再発防止策」等まで作成し、最終報告を行うこととする。

##### ② 報告期日

最終報告は、事故等発生から概ね2週間以内を目途に報告を行うこととする。

#### 7 事故報告書の開示

介護保険事業者等は、保険者及び利用者（家族を含む。以下同じ）が事故等の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積

極的に開示し、求めに応じて交付すること。

#### 8 保険者等の対応

- (1) 報告を受けた場合、必要に応じて、介護保険事業者等への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認を行うものとする。
- (2) 介護保険事業者等への事実確認等において必要がある場合は、介護保険事業所等の所在する市町村と連携を図り対応するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。